

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
の翌日)

### 目次

◇告示 健康保険法による保険医療機関等の指定  
結核予防法による医療機関の指定

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号中訂正

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

鳥獣保護区の設定

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第七百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第七百十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
明石歯科診療所	西伯郡名和町御来屋九七四	歯科	明石 喬雄	昭和四十三年九月十七日	歯科点数表
渡部外科医院	境港市上道町二一九九〇の一	外科、胃腸科、脳神経外科、整形外科	渡部 卓実	十月一日	乙表点数表
野田外科医院	倉吉市塚町三丁目七三	外科、呼吸器科、胃腸科、泌尿科、皮膚科、理学療法科	野田 文男	"	"
岡田薬局	米子市上後藤二九四の二	"	岡田 妙子	"	"
仲倉医院	倉吉市越殿町一五五一	小児科、外科、皮膚科、泌尿科	仲倉 文威	五日	乙表点数表
平林産婦人科	米子市東福原五八四の三	産婦人科、外科、内科	平林 正楠	九日	"
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二〇	内科	鳥取県知事 石破 二朗	十三日	"
木村歯科医院	日野郡日南町大字下阿良縁	歯科	木村 宏毅	"	歯科点数表

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十三年十月一日	本田医院	米子市八幡七〇三ノ一	本田 脩
"	林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三〇	林原 祐治
"	野田外科医院	倉吉市塚町三丁目七三番地ノ一	野田 文男

### 鳥取県告示第七百十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十三年十月八日	渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	渡部 卓実

鳥取県告示第七百十五号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月二十九日から施行する。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県東茨城郡 同県勝田市 同県土浦市 同県水戸市 同県那珂郡
- 同県常陸太田市 同県久慈郡 同県西茨城郡 同県稲敷郡 同県鹿島郡
- 同県行方郡 同県筑波郡 同県北茨城郡 同県那珂湊市 同県下館市
- 同県結城市 同県新治郡 栃木県芳賀郡 同県塩谷郡 東京都府中市
- 同都国立市 同都南多摩郡 同都町田市 神奈川県川崎市 同県相模原市 同県横浜市 同県厚木市 同県平塚市 同県愛甲郡 同県小田原市 同県高座郡 同県大和市 静岡県田方郡

鳥取県告示第七百十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
    - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
    - 2 肝てつ検査
      - 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
    - 3 ひな白痢検査
      - ひな白痢急速凝集反応
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
  - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
  - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応表

別表 結核病検査、ブルセラ病検査及び肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所	実施期日		実施区域	実施場所
			一 次	二 次		
十一月四日	鹿野町	浦富検診場	十一月四日	十一月七日	鹿野町	浦富検診場
十一月五日	鹿野町	鹿野	十一月五日	十一月八日	鹿野町	鹿野
十一月六日	気高町	逢坂	十一月六日	十一月九日	気高町	逢坂
十一月八日	岩美町	岩井	十一月八日	十一月十一日	岩美町	岩井
十一月十一日	気高町	宝木	十一月十一日	十一月十四日	気高町	宝木
十一月十二日	濱村	濱村	十一月十二日	十一月十五日	濱村	濱村
十一月十三日	鹿野町	勝谷	十一月十三日	十一月十六日	鹿野町	勝谷
十一月十五日	国府町	大成	十一月十五日	十一月十八日	国府町	大成
十一月十八日	青谷町	勝部	十一月十八日	十一月二十一日	青谷町	勝部
十一月十九日	国府町	谷	十一月十九日	十一月二十二日	国府町	谷
十一月二十二日	青谷町	中郷	十一月二十二日	十一月二十五日	青谷町	中郷
十一月十九日	溝口町	中村養鶏場				
十一月二十日						

ひな白痢検査

鳥取県告示第七百十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 結核病検査及びブルセラ病検査  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 2 肝てつ検査及びだに駆除  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

- 別表
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
  - 4 だに駆除 BHC散布
  - 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

結核病検査及びブルセラ病検査

実施日期	実施区域	実施場所
十二月十一日	江府町	吉原、袋原、大原原検査場
十二月十四日	江府町	下蚊屋、美用、栗尾
十二月十五日	江府町	笠良原、小原、宮市
十二月十八日	江府町	江尾、久連、池の内、尾の上原、下安井
十二月十九日	江府町	福生、中央、崎津、彦名
十二月十四日	米子市	和田、大篠津、夜見、富益
十二月十五日	米子市	巖、成実
十二月十六日	米子市	大高、県
十二月十八日	境港市	渡、外江、余子、中浜
十二月二十二日	境港市	幡郷、大幡
十二月二十八日	米子市	八郷、尚徳
十二月二十九日	米子市	泰久寺、松河原、郡家、安歩
十二月十四日	東伯町	倉坂、一ツ尾、三保、浦安家畜市場
十二月十五日	赤碓町	湯坂、向原、松谷
十二月十六日	倉吉市	津原、半坂、穴沢、上神
十二月十八日	倉吉市	黒見、横田、大沢、国分寺、和田
十二月十五日	倉吉市	上北条

実施日期	実施区域	実施場所
十二月二十五日	北条町	中北条農業協同組合、下北条農業協同組合、米里
十二月二十八日	泊村	石脇、原
十二月二十九日	東郷町	漆原、長和田、埴見
十二月三十日	羽合町	長瀬、田後

だに駆除

実施日期	実施区域	実施場所
十二月一日	岸本町	大山放牧場
十二月二日	名和町	神田
十二月二十日	名山町	高橋
十二月二十七日	中山町	高橋

ひな白痢検査

実施日期	実施区域	実施場所
十一月四日	境港市	各鶏舎
十一月五日	境港市	各鶏舎
十一月六日	米子市	各鶏舎
十一月七日	米子市	各鶏舎
十一月八日	米子市	各鶏舎
十一月九日	米子市	各鶏舎

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
十一月五日	日南町	多里、宮内、矢戸検診場
六日	"	三栄、霞、丸山
七日	"	花口、神戸上
八日	"	上石見、中石見、下石見
十三日	"	笠木、茶屋、福寿実、福万来
十八日	"	阿毘縁、下阿毘縁
二十一日	江府町	御机
二十二日	"	美用、小原、杉谷
二十四日	米子市	福生、中央、崎津、彦名
十五日	"	和田、大篠津、夜見、富益
十六日	"	巖、成実
二十一日	"	大高、県
二十二日	境港市	渡、外江、余子、中浜
二十八日	米子市	幡郷、大幡
二十九日	"	八郷、尚徳
十四日	関金町	泰久寺、松河原、郡家、安歩
"	"	倉坂、一ツ屋、三保、浦安家畜市場
"	"	湯坂、向原、松谷
十五日	赤碓町	津原、半坂、穴沢、上神
十六日	倉吉市	黒見、横田、大沢、園分寺、和田
十八日	"	上北条
二十八日	北条村	中北条農業協同組合、下北条農業協同組合、米里
"	"	石脇、原

鳥取県告示第七百十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八條ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区(野鳥愛護林)を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称 西郷野鳥愛護林

二 区域 倉吉市下余戸字後山一〇八番地の一、二、三、五、七、八及び

同市上余戸字大谷三二七番地の三、四十

三 面積 四ヘクタール

四 存続期間 昭和四十三年十一月一日から

昭和五十三年十月三十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年十月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

東郷町	漆原、長和田、埴見
羽合町	長瀬、田後

一 日時 昭和四十三年十月三十一日 午前十一時  
 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室  
 三 議題 1 公立学校長人事について  
 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】